

中野区画街路第 4 号線の事業概要及び用地補償説明会について

1 中野区画街路第 4 号線の概要

中野区画街路第 4 号線は、沼袋駅周辺地区における脆弱な交通基盤と駅前の交通結節機能の不足などの課題に対し、交通環境を改善し、活力あるまちの実現に向け、平成 29 年 8 月 9 日付けで都市計画決定したものである。

平成 29 年 8 月 9 日付けで東京都より都市計画事業の事業認可を取得し、この度、「事業概要及び用地補償説明会」を行ったので報告する。

2 説明会の開催状況について

平成 29 年 11 月 17 日、18 日に「事業概要及び用地補償説明会」を計 2 回実施し、82 名の参加者があった。いただいた主な意見・ご質問とその回答は、下表のとおりである。

分類	ご意見・ご質問	回答
事業概要について	区画街路第 4 号線について、標準幅員の記載があるが、都市計画で決まっているのは、総幅員と車線数だけで、幅員構成はまだ決まっていないのではないかと。	標準幅員とは、都市計画で決定している「計画幅員 14m、車線数 2 車線」に対し、車線と路肩の幅員に道路構造令で定められた最小値を適用すると、車道部の幅員が 7 m となり、残る幅員を道路両側に等分して、幅員 3.5m の歩道を設置したケースを例示したものである。「まちづくり推進プラン」において、当該路線は、自動車の速度抑制や歩行者が対面に渡りやすい道路構造を今後 2 ヶ年で検討するとしており、路線全体の幅員構成は未定である。
	道路空間構成とは、どのような意味か。	「道路の空間構成」とは、道路の幅員の構成だけでなく、様々な道路施設の配置や構造なども含めた空間としての構成を意図して使用している語句である。
用地補償について	用地補償について、折衝の日数や 1 回あたりの時間などに制限はあるのか。	当初から制限を設けて折衝を行うようなことはしない。納得いただけるよう、丁寧な折衝を行うことを基本方針としている。
	テナント営業者と建物オーナーとの契約の順序に前後はあるのか。	テナント営業者とオーナーとは同時契約が原則になっている。
	建物所有者で自分は住んでおらず、貸してもいないが空き家でも動産補償等はあるのか。	補償は、今後、物件調査をさせていただき判断する。借家人がいなければ借家人補償はないが、建物所有者の動産があれば補償をする。

3 今後の予定について

平成 29 年度～平成 30 年度	用地取得（交通広場部分）・道路の空間構成の検討
平成 31 年度～平成 35 年度	用地取得（商店街部分）
平成 33 年度～平成 34 年度	交通広場整備
平成 33 年度～平成 37 年度	街路整備